

岩手県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年6月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
報昌会本館病院	花巻市東宮野目第13地割112番地	平成30年5月1日
鈴木歯科医院	釜石市中妻町三丁目7番10号	平成30年3月31日
有限会社道又薬局	上閉伊郡大槌町大槌第15地割95番地256	平成30年4月1日
おおつちじょうない歯科医院	上閉伊郡大槌町大ケロ二丁目100番10号	平成30年3月31日